

## 2 住宅扶助基準の設定方法

○ 厚生労働大臣が、都道府県、指定都市、中核市ごとに、その地域の実家賃額を基礎として、基準を設定。（都道府県については、1・2級地と3級地の2つの基準を設定。）

○ 各地域ごとに

① 単身世帯に適用される基準額、

② 複数人世帯、障害者等特別な事情を抱える者又は当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められる場合に適用される基準額（①の基準額の1.3倍額）、

③ 7人以上の世帯に適用される基準額（②の基準額の1.2倍額）  
を設定。

平成17年度住宅扶助特別基準額

		1、2級地			3級地		
		基準額	1.3倍額		基準額	1.3倍額	
			円	7人世帯基準		円	7人世帯基準
1	北海道	29,000	37,000	45,000	24,000	31,000	38,000
2	青森県	31,000	40,300	48,400	23,100	31,000	37,000
3	岩手県	31,000	40,000	48,000	25,000	33,000	39,000
4	宮城県	35,000	45,100	55,000	28,000	37,000	45,000
5	秋田県	-	-	-	28,000	37,000	45,000
6	山形県	31,000	40,000	48,000	28,000	37,000	45,000
7	福島県	31,000	41,000	49,000	29,000	38,000	45,000
8	茨城県	35,400	46,000	55,000	35,400	46,000	55,200
9	栃木県	32,200	41,800	50,200	32,200	41,800	50,200
10	群馬県	34,200	44,500	53,400	30,700	39,900	47,900
11	埼玉県	47,700	62,000	74,400	41,500	53,900	64,700
12	千葉県	46,000	59,800	71,800	37,200	48,400	58,100
13	東京都	53,700	69,800	83,800	40,900	53,200	63,800
14	神奈川県	46,000	59,800	71,800	43,100	56,000	67,200
15	新潟県	31,800	41,000	49,700	28,000	36,400	43,700
16	富山県	30,000	39,000	47,000	21,300	27,700	33,200
17	石川県	33,100	43,000	51,600	30,800	40,100	48,100
18	福井県	32,000	41,000	49,000	24,600	32,000	38,400
19	山梨県	28,400	36,900	44,300	28,400	36,900	44,300
20	長野県	37,600	48,900	58,700	31,800	41,300	49,600
21	岐阜県	32,200	41,800	50,200	29,000	37,700	45,200
22	静岡県	37,000	48,000	58,000	37,200	48,300	58,000
23	愛知県	37,000	48,100	57,700	35,800	46,600	56,000
24	三重県	35,200	45,800	55,000	33,400	43,400	52,100
25	滋賀県	41,000	53,000	63,000	39,000	50,700	60,800
26	京都府	41,000	53,000	64,000	38,200	49,700	59,600
27	大阪府	42,000	55,000	66,000	30,800	40,000	48,000
28	兵庫県	42,500	55,300	66,400	32,300	42,000	50,400
29	奈良県	40,000	52,000	63,000	35,700	46,000	55,000
30	和歌山県	-	-	-	29,800	38,800	46,600
31	鳥取県	36,000	46,000	56,000	34,000	44,000	53,000
32	島根県	35,000	46,000	55,000	28,200	37,000	44,000
33	岡山県	34,800	45,000	54,000	30,000	40,000	48,000
34	広島県	35,000	46,000	55,000	33,000	43,000	52,000
35	山口県	31,000	40,000	48,000	28,200	37,000	45,000
36	徳島県	29,000	38,000	45,000	27,000	36,000	43,000
37	香川県	-	-	-	33,000	43,000	51,000
38	愛媛県	-	-	-	27,000	35,000	42,000
39	高知県	-	-	-	25,100	33,000	40,000
40	福岡県	31,600	41,100	49,300	26,500	34,400	41,300
41	佐賀県	30,300	39,400	47,300	28,200	37,000	44,000
42	長崎県	29,000	37,600	45,100	28,000	36,400	44,000
43	熊本県	30,200	39,200	47,000	26,200	34,100	41,000
44	大分県	27,500	35,700	42,800	26,600	34,600	41,500
45	宮崎県	-	-	-	23,000	29,700	35,600
46	鹿児島県	-	-	-	24,200	31,500	38,000
47	沖縄県	32,000	41,800	50,000	30,800	40,000	48,000
48	札幌市	36,000	46,000	56,000	-	-	-
49	仙台市	37,000	48,000	58,000	-	-	-
50	さいたま市	47,700	62,000	74,400	-	-	-
51	千葉市	46,000	59,800	71,800	-	-	-
52	横浜市	53,700	69,800	83,800	-	-	-
53	川崎市	53,700	69,800	83,800	-	-	-
54	名古屋市	35,800	46,600	56,000	-	-	-
55	京都市	42,500	55,000	66,000	-	-	-
56	大阪市	42,000	54,000	64,000	-	-	-
57	神戸市	42,500	55,300	66,400	-	-	-
58	広島市	42,000	55,000	66,000	-	-	-
59	北九州市	31,500	40,900	49,100	-	-	-
60	福岡市	37,000	48,000	57,600	-	-	-
61	旭川市	28,000	36,000	44,000	-	-	-
62	秋田市	31,000	40,000	49,000	-	-	-
63	那覇市	-	-	-	30,000	39,000	47,000
64	いわき市	-	-	-	30,000	40,000	48,000
65	宇都宮市	38,100	49,500	59,400	-	-	-
66	川越市	47,700	62,000	74,000	-	-	-
67	船橋市	46,000	59,800	71,800	-	-	-
68	横須賀市	46,000	59,800	71,800	-	-	-
69	相模原市	46,000	59,800	71,800	-	-	-
70	新潟市	35,500	46,200	55,400	-	-	-
71	富山市	30,800	40,000	48,000	-	-	-
72	金沢市	33,800	44,000	52,800	-	-	-
73	長野市	37,600	48,900	58,700	-	-	-
74	岐阜市	32,000	41,600	50,000	-	-	-
75	静岡市	39,900	51,900	62,000	-	-	-
76	浜松市	37,700	49,000	58,800	-	-	-
77	豊橋市	38,000	49,000	59,000	-	-	-
78	豊田市	37,400	48,600	58,300	-	-	-
79	岡崎市	37,000	48,000	57,700	-	-	-
80	堺市	40,000	52,000	62,000	-	-	-
81	高槻市	42,000	54,000	65,000	-	-	-
※	東大阪市	42,000	55,000	66,000	-	-	-
82	姫路市	40,000	52,000	62,000	-	-	-
83	奈良市	42,500	55,300	66,400	-	-	-
84	和歌山市	35,000	45,000	54,000	-	-	-
85	岡山市	37,000	48,000	58,000	-	-	-
86	倉敷市	35,000	46,000	55,000	-	-	-
87	福山市	35,100	46,000	55,000	-	-	-
88	高松市	41,000	53,000	64,000	-	-	-
89	松山市	32,000	41,000	50,000	-	-	-
90	高知市	32,000	42,000	50,000	-	-	-
91	長崎市	30,000	39,000	47,000	-	-	-
92	熊本市	31,100	40,400	49,000	-	-	-
93	大分市	31,000	40,000	48,000	-	-	-
94	宮崎市	29,500	38,300	46,000	-	-	-
95	鹿児島市	31,600	41,100	49,300	-	-	-

### 3 今後の住宅扶助の在り方

- 住宅事情は都道府県間で大きな格差があり、また、同じ都道府県内でも地域によって家賃等に大きな格差が存在。

※ 専用住宅の1畳当たり家賃・間代（平成15年住宅・土地統計調査）

全国平均：2,879円 札幌圏：2,227円 関東圏：4,075円 京阪神圏：2,970円

福岡県平均（北九州市・福岡市含む）：2,368円 北九州市：2,004円 福岡市：2,996円

※ 敷金・礼金の支給基準

- 敷金・礼金の額については、地域格差が大きい。

※ 関東圏では家賃の3～4ヶ月分程度、関西圏では5～6ヶ月分程度のものが多い

- 全国的な基準としては、月額家賃の3倍額内の実費を支給。

- 一部の都道府県市に対しては、敷金・礼金に関する地域の慣行等を踏まえ、特別基準（月額家賃の4倍～7倍）を設定。

※ 住宅扶助費の支給範囲

- 地域における不動産取引等の実態に即して、現行生活扶助で対応している以下の費用に対する支給範囲の拡大要望がある。

・火災保険料 ・共益費 ・保証人代行業者への手数料

- 被保護者の住居については、地域事情により、持ち家、借家、公営住宅等の割合に相違。

- また、自立支援・就労促進のために地域の社会資源を活用し、これらの機能をも備えた集団生活の場を住宅として提供することも今後の方向。

このような視点から、住宅扶助基準の設定及び実施について、  
地方自治体の裁量・責任の在り方をどう考えるか。

## ○ 公営住宅の入居者負担額の設定方法等

## 1 入居者負担額（応能応益家賃）

## (1) 算定方法

毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、事業主体（都道府県・市町村）が設定。（公営住宅法第16条）

具体的には、収入に応じて定められた家賃算定基礎額に、立地条件、規模、経過年数、利便性に応じた係数を乗じて設定。

なお、従来の公営住宅家賃収入補助金は、三位一体改革の中で平成17年度において税源移譲。

## (2) 民間住宅等との家賃の比較

<一畳当たり家賃・間代：全国平均>

- ・ 専用住宅全体 2,879円
- ・ 公営の借家 1,127円
- ・ 民間借家（木造） 2,725円
- ・ 民間借家（非木造） 3,960円

（総務省：平成15年住宅・土地統計調査）

## 【家賃算定基礎額】

入居者の収入	家賃算定基礎額
12万3千円以下	37,100円
12万3千円超～15万3千円以下	45,000円
15万3千円超～17万8千円以下	53,200円
17万8千円超～20万円以下	61,400円
20万円超～23万8千円以下	70,900円
23万8千円超～26万8千円以下	81,400円
26万8千円超～32万2千円以下	94,100円
32万2千円超	107,700円

## 2 公営住宅戸数（平成15年度末現在）

- ・ 全体管理戸数 2,189,791戸

公営住宅に占める被保護世帯の利用割合 : 8.3%（平成14年度）

被保護世帯の住居のうち、公営住宅の割合 : 21.6%（平成14年度）

## 3 公営住宅の利用者に対する住宅扶助

公営住宅の契約家賃を住宅扶助として現金給付。

## Ⅱ 生活保護制度を取り巻く他制度との関係

### 1 年金制度との関係

#### ○ 生活保護と公的年金の役割の違い

##### 生活保護

- ⇒ 資産、能力等すべてを活用しても、なお生活に困窮する者に対する最低生活の保障及び自立の助長
  - 基準：最低生活を保障する水準として設定。この水準で生活を営むことを想定。
  - 給付：就労収入、年金収入等を差し引いた不足分を給付。  
資産、能力等を活用しているかどうかにつき、預貯金等の調査を厳格に実施。

##### 公的年金

- ⇒ 高齢による稼得能力の減退を補てんし、老後生活の安定を図るもの
  - 水準：現役時代の収入の一定割合を保障するとともに、老後生活の基礎的な費用に対応することにより、現役時代に構築した生活基盤や老後の備えと合わせて自立した生活を可能とするもの。
  - 給付：他の収入や資産の有無にかかわらず、現役時代の保険料納付実績に基づいた年金を支給。

○ 基礎年金月額と生活扶助基準額

生活保護と公的年金の役割が異なることから、生活保護の基準と公的年金の給付額は単純に比較できるものではないことに留意

◇ 基礎年金月額 66,208円 (夫婦合計：132,416円) (平成17年度月額)

◇ 生活扶助基準額

(平成17年度月額、単位：円)

世帯	構成	生活扶助基準額 (3級地-2 ~ 1級地-1)	<参考> 2級地-1 [県庁所在地等]
単身	65歳	62,640 ~ 80,820	73,540
夫婦	夫65歳、妻65歳の 場合の1人平均	47,250 ~ 60,970	55,480
	夫婦合計額	94,500 ~ 121,940	110,960

(注1)家賃、地代を支払っている場合は、これに一世帯当たり月額13,000円を限度(一般基準)として住宅扶助が加算される。

(注2)なお、70歳以上の高齢者には経過的に老齢加算(3,080円~3,760円 [平成17年度月額])が支給される。

## ○ 年金未加入・年金保険料未納者と生活保護について

### (1) 我が国の老後生活と社会保障制度に関する基本的な考え方

- 今後の我が国における高齢社会を活力あるものとするためには、自律自助を基本とし、自立した老後生活を目指すべき。
- 高齢社会を支える年金、医療、介護などの社会保障制度についても、自律自助の考え方に立つ社会保険の仕組みが基本。
- 最終的に、現役時代に築いた生活基盤や老後の備えや年金、医療、介護の社会保障給付で最低限度の生活を営めない場合に、生活保護を適用。

### (2) 年金未加入者や年金保険料未納者の増加と生活保護との関係

- 自律自助の考え方に立つ年金と、現役時代に築いた生活基盤や老後の備えを合わせて、老後に自立した生活を送ることができるようにしていくことが重要。
  - 例えば、現役時代に保険料を納付せず、老後を安易に生活保護に依存することは適当でない。
- 年金の適用・徴収対策等により、一層強力な取り組みが必要。
  - 年金未加入者や年金保険料の未納者は、将来無年金者や低年金者になりかねず、これらの者の増加は、年金制度に対する信頼を損なうだけでなく、将来の被保護者の増加につながる可能性がある。
- 現役時代に築いた生活基盤や老後の備えと年金等の社会保障給付で生活している者との公平の観点からも、生活保護の適正な実施や自立支援の強化が必要。
  - 生活保護は、年金給付と異なり、訪問調査等による被保護世帯への継続的な接触・関与を通じて、収入や親族からの扶養の履行状況等の生活状況を十分確認することや、できる限り自立した生活を営んでいただくための健康管理、介護予防等の自立支援を行うことが必要。

## 2 生活保護を受けずに済むための総合的な政策の推進

### ○ 自立支援プログラムについて

#### (1) 現状と見直しの方向性

##### 現状

#### ○ 被保護世帯が抱える問題は多様

・精神疾患等の傷病(社会的入院を含む)、DV、虐待、若年無業者(NEET)、多重債務、元ホームレス等

・社会的きずなが希薄

ー相談に乗ってくれる人がいない 38.3% (平成15年)

・高齢者世帯(特に単身世帯)の増加

ー平成7年度の世帯数を100とした割合 (平成15年度)

高齢者世帯 171.4 高齢者単身世帯 170.3

#### ○ 保護受給期間が長期にわたる者が少なくない

ー高齢者世帯・傷病障害者世帯を除く世帯の保護受給期間別の世帯割合 (平成15年度)

～1年	1～3年	3～10年	10～15年	15年～
24.4%	30.8%	34.1%	5.5%	5.2%

ー高齢者世帯・傷病障害者世帯を除く世帯の受給期間別保護廃止世帯率 (平成12年→14年)

12年時の受給期間	2年未満	2～4年	4～6年	6～8年
2年間の廃止率	22.8%	20.3%	18.7%	15.5%

#### ○ 実施体制上の問題

・担当職員の配置数・その経験の不足

ー生活保護担当職員の配置状況(平成16年度)

全国 11,944人(1,198人不足)

(参考)生活保護担当職員の不足数の年次推移

H12	H13	H14	H15	H16
354人	576人	858人	1,089人	1,198人

ー指導監督担当職員のうち、担当職員経験がない者  
全国平均 23.8%(平成16年度)

##### 問題点

①経済的な給付のみでは被保護者の抱える様々な問題への対応に限界

②保護の長期化を防ぐための取組が不十分

③担当職員個人の経験等に依存する実施体制にも限界

##### 見直しの方向性

①多様な対応

②早期の対応

③システムの対応

が可能となるよう、  
経済的給付に加え、  
自立支援策を充実

自立支援プログラムの導入

※要保護者も支援対象

【被保護者】

【地方自治体の運用】



## (2) 自立支援プログラムの基本方針

### 1 自立支援プログラムの策定

- ① 管内の被保護世帯全体の状況を把握
- ② 被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに対応する個別の支援プログラムを策定
  - (例1) 稼働能力を有する者→就労に向けた具体的取組を支援し、就労を実現するプログラム
  - (例2) 精神障害者→長期入院を防止・解消し、居宅生活の復帰・維持を目指すプログラム
  - (例3) 高齢者→傷病や閉じこもりを防止し、健康的な自立生活を維持するプログラム
- ③ これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施

### 2 実施体制の充実

- 他法他施策や関係機関（保健所、ハローワーク、精神保健福祉センター等）の積極的活用
- 民生委員、社会福祉協議会、社会福祉法人、民間事業者等への外部委託（アウトソーシング）の推進や非常勤職員の積極的活用
- セーフティネット支援対策事業費補助金や生業扶助の積極的活用

## (3) 生活保護受給者等就労支援事業(ハローワークとの連携)

→「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラムとして全国で活用

### ハローワークと福祉事務所の連携による被保護者の就労支援を実施

- 生活保護受給者のための就労支援コーディネーターをハローワークに新設（全国で100名）
- 生活保護受給者への個別支援を行う就職支援ナビゲーターの増員（全国で67名）
- 生活保護受給者に対する「準備講習付き職業訓練」の実施（全国で1,500人分）

## ○ 母子家庭の自立支援策の概要

### 1 母子家庭の自立支援策の概要

○平成14年度に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと転換したところ。

#### 自立・就業支援に主眼を置いた総合的な母子家庭等対策の推進

- 児童扶養手当法第2条(児童扶養手当の趣旨)
  - ・児童扶養手当の支給を受けた母は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活の安定と向上に努めなければならない。
- 母子及び寡婦福祉法第4条(自立への努力)
  - ・母子家庭の母及び寡婦は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めなければならない。

#### 子育てと生活支援

- 保育所の優先入所の法定化
- ヘルパーの派遣などによる子育て、生活支援策の実施
- サテライト型施設の設置など母子生活支援施設の機能の拡充

#### 就業支援

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 母子家庭の能力開発等のための給付金の支給
- 母子家庭の母の公共的施設における雇い入れの促進

#### 養育費の確保

- 養育費支払い努力義務の法定化
- 法律相談事業の実施
- 養育費の額の目安となる算定表を含む「養育費の手引」の作成
- 民事執行制度の改正による履行確保の促進

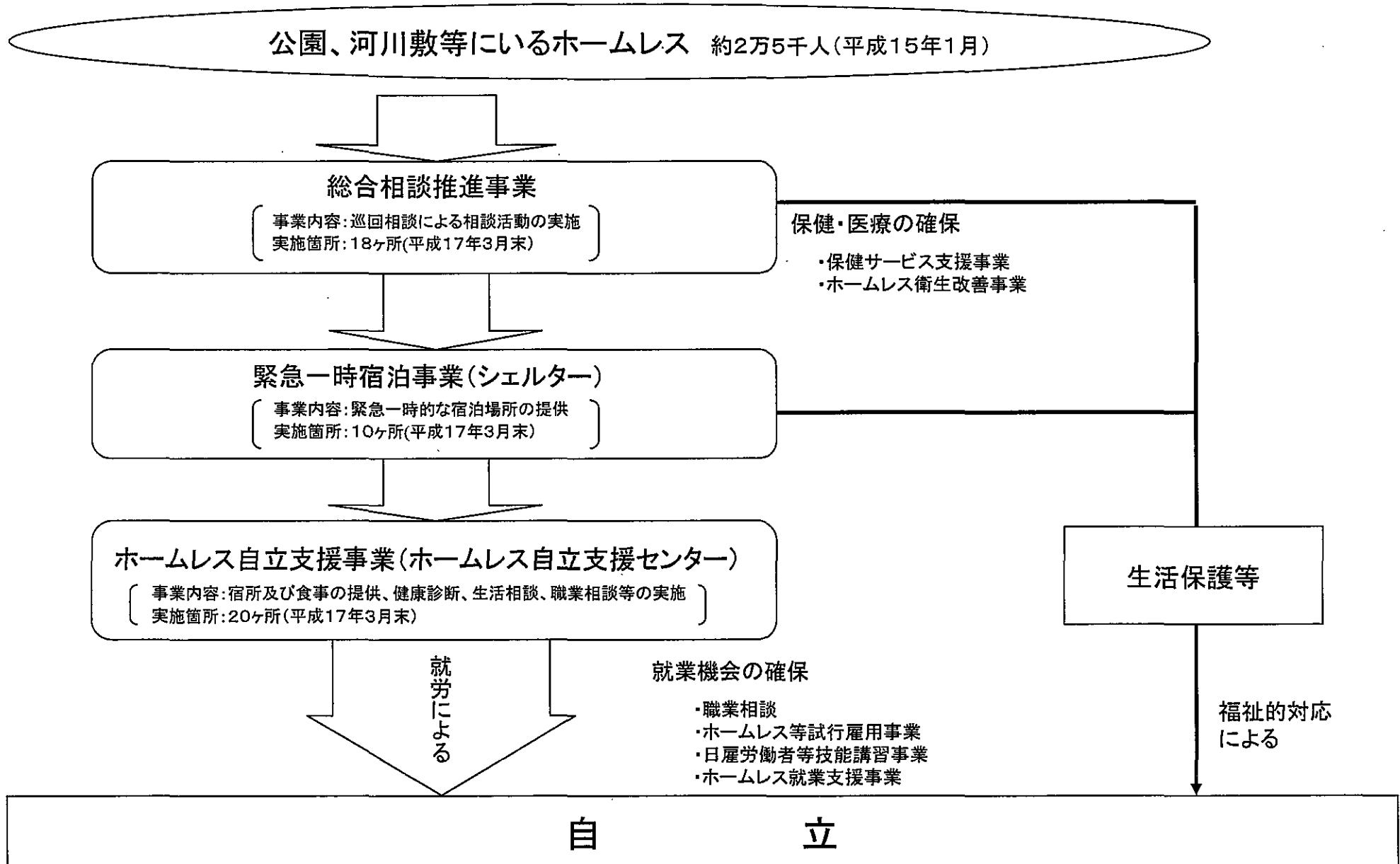
#### 経済的支援

- 自立を支援する観点から母子寡婦福祉貸付の充実
- 児童扶養手当の支給

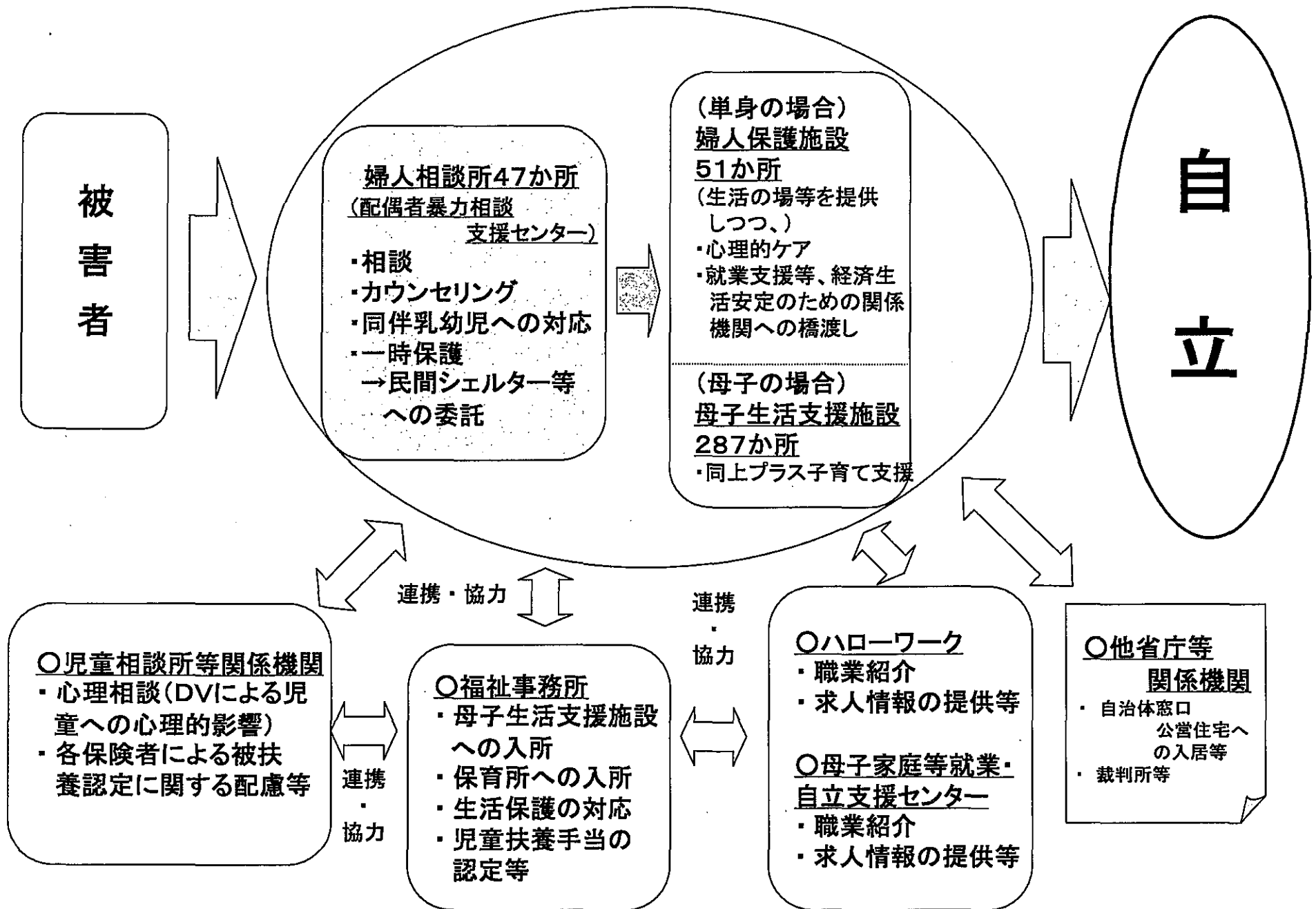
#### 母子自立支援員の設置

相談に応じ自立に必要な指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を実施(都道府県、市等)(平成16年度 1,373人)

○ ホームレス対策について



○ DV被害者の自立支援に向けた厚生労働行政の取組について



# ○ 生活福祉資金制度

## 制度の概要

### 【創設年度】

昭和30年度

### 【実施主体】

都道府県社会福祉協議会

### 【貸付対象】

**低所得者世帯**・・・必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯  
(市町村民税非課税程度)

**障害者世帯**・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健  
福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯

**高齢者世帯**・・・日常生活上介護を要する65歳以上の高齢者の  
属する世帯

**失業者世帯**・・・生計中心者の失業により生計の維持が困難と  
なった世帯

### 【貸付資金の種類】

更生資金(生業費、技能習得費)、福祉資金、住宅資金、修学資金、  
療養・介護資金、緊急小口資金、災害援護資金、離職者支援資金、  
長期生活支援資金

### 【貸付金利子】

年3%

- ①修学資金、療養・介護資金は無利子
- ②長期生活支援資金は年3%又は長期プライム  
レートのうちいずれか低い利率

### 【貸付決定状況】(平成15年度貸付決定ベース)

- 貸付決定件数 : 1万9千件
- 貸付決定金額 : 195.5億円

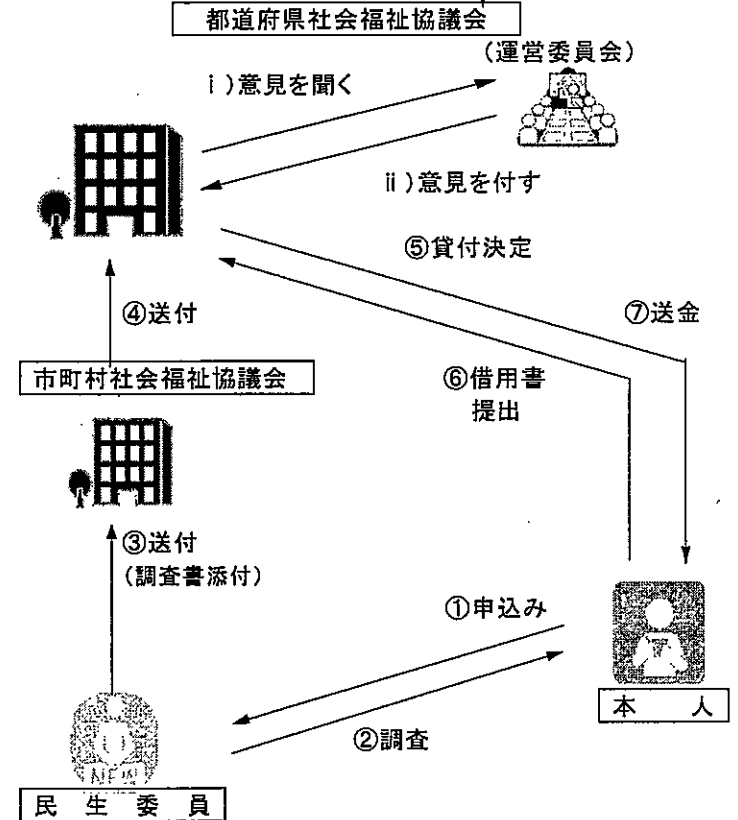
## 貸付手続き等の流れ

### ○補助金の流れ

(補助)貸付原資2/3、事務費1/2



### ○貸付手続きの流れ



## ○ 他の社会保障施策における生活保護への落層防止措置について

### 【介護保険制度】

- 介護保険の自己負担については、介護保険法制定当時より、本来適用すべき利用料や保険料を適用すれば生活保護が必要となるが、それより負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としなくなる者等については、負担の低い段階に該当するものとして負担の軽減を行うこととしている。
- 今回の介護保険法改正におけるホテルコスト導入による施設入所者の自己負担増分についても、低所得者については
  - ① 負担限度額を設けるとともに、
  - ② その上でなお、本来適用すべき利用者負担段階の食費・居住費を適用すれば生活保護が必要となり、それより低い利用者負担段階であれば生活保護を必要としなくなる者については、食費や居住費について低い利用者負担段階に該当するものとして負担軽減を行う予定。

### 【障害者福祉制度】

- 障害者自立支援法案においても、利用者負担を求めるに当たっては、低所得者に対する配慮措置を講ずるとともに、定率負担をすると生活保護を受けざるを得なくなる者に対しては、収入や預貯金に応じて個別に減免をすることにより、生活保護への移行を防止する仕組みを設ける予定。